

下呂市屋外広告物条例等 あらまし

平成 21 年 4 月（当初）

平成 28 年 10 月（変更）

令和 2 年 1 月（校正）

下呂市 建設部 建築課

はじめに

広告板やネオンサインなどの屋外広告物は、広報、宣伝活動のひとつとして社会的に重要な役割を果たしています。

しかし、同時に、屋外広告物は、下呂市の美しい自然との調和や観光地として良好な景観づくりへの配慮が求められており、さらには、通行人等公衆に対する危害の防止にも十分の配慮を払われなければならないものでもあります。

下呂市は平成18年1月27日より、景観法に基づく景観行政団体へ移行しており、平成21年4月から、屋外広告物の設置、掲出に対して、安全でかつ良好な景観づくりへの誘導を図るため、屋外広告物法に基づく下呂市独自の屋外広告物条例を定めています。

●目 次●

I	屋外広告物とは	1
II	禁止広告物	3
III	禁止物件	3
IV	禁止地域	4
V	許可地域	8
VI	許可の基準(抜すい)	10
VII	適用除外	14
VIII	許可申請の手続	16
IX	その他	19
	別表1	20